

最近の年金関連トピックス

平成30年1月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 企業年金制度改正に関する動き	
1-1. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について	… 4
1-2. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う 通知等の発出について	… 5
1-3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係 政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について	… 9
1-4. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係 省令の整備等に関する省令の公布について	… 11
2. 退職給付会計関連	
2-1. マイナス金利下の割引率は、現行の取扱いを当面の間適用	… 15
2-2. ASBJが「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」 の公開草案を公表	… 16
3. 各種利率関連	
3-1. 平成30年度の下限予定利率の見込み	… 18
3-2. 平成30年度の非継続基準の予定利率の見込み	… 19
3-3. 平成29年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率は 年12.42%(告示改正)	… 21
4. その他のトピックス	
4-1. 日経新聞記事「良い選択」へ政策で誘導	… 24
4-2. 政府、「新しい政策パッケージ」を閣議決定	… 25
4-3. 平成30年度税制改正大綱について	… 26
4-4. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について	… 27
4-5. 企業年金連合会が「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方 に関する要望」を提出	… 28
5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成29年10月～12月)	… 30

※ 平成29年10月～平成29年12月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《年金ガバナンスの見直しに関する動き》 ⇒ P.4～8

昨年11月8日にDBガバナンスの見直しに関して「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布およびこれに伴う通知等が発出されました。

平成27年1月16日に公表された「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」では、「企業年金制度が長期にわたり適切に運営されるため、制度を健全に運営するための体制の整備等（企業年金のガバナンスの確保）が必要である」とされました。その後、社会保障審議会の議論を経て、今回の改正に至ったわけです。

改正概要は、①受託保証型DBを除く全てのDBに対して、「運用の基本方針」と「政策的資産構成割合」の策定義務化、②運用資産100億円以上の制度に対する「資産運用委員会」の設置義務化、③オルタナティブ投資を実施する際の運用基本方針での取扱い等です。なお、施行日は平成30年4月1日ですが、代議員の定数および代議員の選定基準については、平成30年10月1日以降の基金の設立時または代議員の任期満了時の選定から適用となります。

今回の改正により、企業および基金において運用の基本方針の新規作成や見直し、あるいは規約等の見直しが必要になると思われます。資産運用委員会を新規に設置する場合は、資産運用委員会規定等の策定も必要となります。既に運用基本方針を作成済み、資産運用委員会を設置済みの企業・基金でも、追加・変更項目の洗出しが必要となる場合がありますので、改めて今回要請されている内容をご確認下さい。

対象	見直し項目	施行日（適用日）
全てのDB	➤ 受託保証型DBを除く全てのDBに「運用の基本方針」および「政策的資産構成割合」の策定義務化	平成30年4月1日
	➤ 資産額100億円以上の場合に「資産運用委員会」の設置義務化	〃
	➤ 分散投資に関する規定を「運用の基本方針」に規定	〃
	➤ オルタナティブ投資に関する規定を「運用の基本方針」に規定	〃
	➤ 運用受託機関の選任・契約締結に関する評価項目として望ましい基準を追加	〃
	➤ 運用受託機関の管理について運用受託機関に報告を求める項目を追加	〃
	➤ 運用コンサルタント等を活用する場合に確認すべき項目を追加	〃
	➤ 代議員会・加入者等への業務概況の報告・周知事項を追加	〃
基金型および総合型DB	➤ 代議員の定数および代議員の選定基準の見直し実施	平成30年10月1日以降の設立時、代議員の任期満了時の選定時

1. 企業年金制度改革に関する動き

1-1. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について

- 「確定給付企業年金法施行規則」の一部を改正する省令が公布
- 内容は、「確定給付企業年金のガバナンス」の見直しについて

三菱UFJ年金ニュースNo.449(11/8)

ポイント

- 「確定給付企業年金法施行規則」の一部を改正する省令が、11月8日に公布されました。また、平成29年9月15日に行われました意見募集(パブリックコメント)に対する結果も公示されました。
- 内容は「確定給付企業年金のガバナンス」の見直しについてです。受託保証型DBを除き、全てのDBにおいて「運用の基本方針」と「政策的資産構成割合」の策定が義務化されます。

公布された省令の内容

【施行日】平成30年4月1日

項目	改正前	改正後
運用の基本方針の策定	(第82条) ➢ 小規模DB(加入者数300人未満かつ資産額3億円未満の規約型DB)および受託保証型DBについては、定めることを要しない	➢ 受託保証型DBを除き、全てのDBにおいて策定を義務化
政策的資産構成割合の策定	(第84条) ➢ 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めるよう努めなければならない ➢ 資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない	➢ 事業主(受託保証型DBを実施する事業主を除く)及び基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない ➢ 資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない

1-2. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う通知等の発出について

- 「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布」に伴う通知等を発出
- 主な内容
 - ✓ 資産規模100億円以上のDBに資産運用委員会の設置を義務付け
 - ✓ 資産運用委員会の議事概要の報告および周知の義務付け
 - ✓ 基本方針へオルタナティブ投資に関する記載を要請
 - ✓ 総合型DB基金における選定代議員数の取扱い

三菱UFJ年金ニュースNo.450(11/10)

ポイント

【施行日】平成30年4月1日

- 確定給付企業年金のガバナンス見直しに関する「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布」に伴う通知等が、11月8日に発出されました。
- また、平成29年9月15日に行われました通知案等に関する意見募集（パブリックコメント）結果も、同日公示されています。
- 主な内容として、資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置すること、資産運用委員会の議事概要を代議員会へ報告および加入者等に周知すること、オルタナティブ投資を行う場合は基本方針に「目的や割合等」を定めること、などが必要となります。
- さらに、総合型DB基金の選定代議員数については事業主の10分の1（事業主数が500を超える場合は50）以上とすることが必要となり、平成30年10月1日以降の基金の設立時又は代議員の任期満了時の選定から適用となります。

1-2. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う通知等の発出について

今回発出された通知等の概要

1. 原則、全てのDBが対象となる項目

項目	現行	通知等の概要
資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年金運用責任者を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい(資産運用委員会について設置義務なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産規模が100億円以上である場合には資産運用委員会を設置しなければならない(100億円に満たない場合についても設置が望ましい) ➢ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、事業主等は加入者等に周知しなければならない。また、理事長等は直近の代議員会に報告しなければならない
分散投資	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない ➢ ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りではない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記に加えて、分散投資を行わない場合は、当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに、事業主は加入者に、理事長等にあつては加入者及び事業主に周知しなければならない ➢ 特定の運用受託機関に過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めなければならない(合理的な理由がある場合は、特定の運用受託機関に資産の運用を委託できる旨定めることができるが信用リスク等に留意しなければならない)
オルタナティブ投資	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オルタナティブ投資を行う場合は、運用の基本方針に「目的、位置付けとその割合、固有リスクに関する留意事項」を定めなければならない ➢ オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっては、「組織体制、意思決定プロセス、コンプライアンス体制、監査体制」等に留意しなければならない ➢ 運用受託機関に対し、運用戦略内容等(リターン、の源泉、リスク、運用コスト等)について説明を求め、その内容を確認しなければならない
運用受託機関の選任・契約締結	<p>(選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく定性評価を加えた総合評価をすることにより行うのが望ましい <p>(定量評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマークを設定すること、同様の運用を行う他の運用受託機関の収益率との相对比较を行う等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする <p>(定性評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制などを総合的に考慮して行うものとする 	<p>(選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 責任ある機関投資家の諸原則(日本版ステewardシップ・コード)の受け入れやその取り組みの状況、ESGに対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい ➢ 運用受託機関が「内部統制の保証報告書」等の保証業務の提供を受けていることを定性評価項目とすることが望ましい <p>(定量評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 運用受託機関から提示を受ける収益率及びリスクは、「グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)」に馴染まない運用商品を除き、GIPSに準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算・管理されたものが望ましい <p>(定性評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンス等に留意しなければならない

1-2. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う通知等の発出について

今回発出された通知等の概要(つづき)

1. 原則、全てのDBが対象となる項目(つづき)

項目	現行	通知等の概要
運用受託機関の管理	<ul style="list-style-type: none"> 日本版スチュワードシップ・コード関連の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定と公表、目的を持った対話の状況や議決権行使状況についての報告等を求めることが望ましい 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合は、その運用受託機関が行った活動(議決権行使を含む)の実績について報告を受けることが望ましい
運用コンサルタントの活用	<ul style="list-style-type: none"> 運用の基本方針等の策定、運用受託機関の選任・評価等に関し必要な場合には運用コンサルタント等に分析・助言を求めることが考えられる なお、運用受託機関の選任・評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公平性の確保に十分留意する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 運用コンサルタント等は、金融商品取引法上の投資助言・代理業を行う者として登録を受けている者でなければならない 事業主等は、当該運用コンサルタント等の運用機関との契約関係の有無を確認しなければならない
代議員会・加入者への報告・周知事項	<p>(加入者等への業務概況の周知内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度に1回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の事項を周知させなければならない 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況 運用の基本方針の概要等 	<p>(加入者等への業務概況の周知内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記に加えて、資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等 運用受託機関からのスチュワードシップ活動報告について、加入者等への周知に含めることが望ましい 加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる 確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中で当該確定給付企業年金の位置づけを解説することも考えられる

1-2. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う通知等の発出について

今回発出された通知等の概要(つづき)

2. 基金型DBが対象となる項目

項目	現行	通知等の概要
代議員の定数	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 選定代議員3人(理事長、理事長代理、監事)以上及び互選代議員3人(選定代議員数と同数)以上が必要
代議員会	<ul style="list-style-type: none"> 互選代議員の選出手続きについて、あらかじめ規定を設けるなど民主的かつ適正に行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に加えて、選定代議員の選出手続きについても、あらかじめ規定を設けるなど明確化すること
代議員会への報告・周知事項	<p>(基金における代議員会への報告内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用の基本方針及び運用ガイドライン 運用結果(時価による資産額、資産構成、収益率、運用受託機関ごとの運用実績等) 理事会における議事の状況 	<p>(基金における代議員会への報告内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記に加えて、「運用受託機関の選任状況・評価結果、運用受託機関のリスク管理状況、運用受託機関から受け取ったステュワードシップ活動に関する報告、基金の管理運用体制の状況、資産運用委員会における議事の状況その他の情報等」を追加

3. 総合型DB基金のみが対象となる項目

項目	現状	通知等の概要
代議員の定数	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 	<p>(代議員の定数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定代議員の数は、基金設立時の選定においては設立時、代議員の任期満了時の選定においては満了時の事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合は50)以上とする <p>(注)今回の改正に伴って規約に定める代議員数の変更を行う場合には、規約変更の届出が必要</p> <p>(除外規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金の設立事業主の9割以上が所属する当該基金以外の組織体であって、次のいずれにも該当するものが存在する場合は、上記の定数規定は適用しない <ol style="list-style-type: none"> ①当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる ②基金における方針決定の手続きに先立って、当該組織体は、基金の運営方針(基金の実施及び解散、給付設計、掛金及び資産運用に関する方針)を組織決定している ③当該組織体は、基金の運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規定、定款等に定められそれに沿った運営の事実が議事録等で確認できる
代議員会	<ul style="list-style-type: none"> 各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるように配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に加えて、選定代議員の選定の都度、すべての事業主により選定することとし、選定方法は、①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名、②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名、のいずれかを基本とし、①②を希望しない場合は、③事業主が選定行為を現役員・職員以外の第三者(選定人)に委任できるものとする

1-3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について

- 平成28年6月3日付「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等を公布
- 主な内容は、①運用商品提供数上限、②指定運用方法の選定基準、③ポータビリティの拡充

三菱UFJ年金ニュースNo.451(11/27)

ポイント

- 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等が公布されました。
- 施行日は平成30年5月1日です。
- 主な内容は、「運用商品提供数上限、指定運用方法(デフォルト商品)の選定基準およびポータビリティの拡充」です。

今回公布された政令の概要

(1)確定拠出年金法施行令の一部改正

【施行日】平成30年5月1日

項目	法律の概要	政令の概要
運用商品提供数の上限設定及び選定基準	運用商品の提供数は政令で定める数以下とする (注)施行日から5年間に限り、施行日時点の商品数を上限とすることが可能。また、施行日前に納付した掛金の運用商品については制限対象外	<ul style="list-style-type: none">運用方法の提示数の上限を35本と定める対象運用方法を区分する事項を規定(契約する相手方、種類、期間等で区分、細則は省令で規定)運用方法の選定の基準として、自社株ファンド等を選定する場合はそれ以外の区分から3以上を選定すること元本確保型商品を選定する場合はそれ以外の区分から2以上を選定すること

1-3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について

今回公布された政令の概要(つづき)

項目	法律の概要	政令の概要
指定運用方法(デフォルト商品)の基準の明確化	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定運用方法の提示を定める場合は、規約承認基準として以下の規定を加える <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関等は事業主と労働組合等の協議結果を尊重すること ・特定期間及び猶予期間について、特定の者に不当に差別的取扱いを行わないこと ➤ 指定運用方法の選定に際し、運営管理機関の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任を、あらかじめ、事業主と締結すること
ポータビリティの拡充	DCからDB等、他制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充	<p>(DCから他制度に移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業型DCの資格を喪失又は企業型DCを終了する場合は、企業型DC加入者であった者に対して他制度への移換に関する説明を行わなければならない ➤ 合併等に伴うDCから中退共への移換の申出は合併日から起算して原則1年を経過する日まで行うことができる。 ➤ 個人型DC加入者がDBの加入者資格を取得した場合、個人型DCの資産をDBに移換するときは、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、DBの加入者となった日に自動的に喪失する <p>(DC間の移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人型DC加入者が企業型DCの加入者資格を取得した場合、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、企業型DCの加入日に自動的に喪失する ➤ 他の企業型DCに加入していた者が企業型DCの加入者となったとき、老齢給付金の年金受給権を有している場合は、資産を加入先の企業型DCに移換しない ➤ 脱退一時金請求時に同時に企業型DCの資産を個人型DCに移換することを義務付け

(2) 確定給付企業年金法施行令の一部改正

項目	法律の概要	政令の概要
ポータビリティの拡充	加入資格喪失時に規約で定める脱退一時金の支給要件を満たしていれば、他のDBや企業年金連合会等へ脱退一時金相当額の移換を申し出ることが可能	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 脱退一時金相当額の移換ができる中途脱退者の要件から「20年未満」を削除し、中途脱退者の範囲を広げる

1-4. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について

- 平成28年6月3日付「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を公布
- 主な内容は、①運用商品の選定基準、②指定運用方法(デフォルト商品)の選定基準、③ポータビリティの拡充

三菱UFJ年金ニュースNo.456(12/26)

ポイント

- 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令が公布されました。
- 施行日は、平成30年5月1日です。
- 主な内容は、「運用商品の選定基準、指定運用方法(デフォルト商品)の選定基準およびポータビリティの拡充」です。

今回公布された政令の概要

(1) 確定拠出年金法施行令の一部改正

【施行日】 平成30年5月1日

項目	法律の概要	政令の概要	省令の概要
運用商品の選定基準	<p>運用商品の提供数は政令で定める数以下とする</p> <p>(注) 施行日から5年間に限り、施行日時点の商品数を上限とすることが可能。また、施行日前に納付した掛金の運用商品については制限対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用方法の提示数の上限を35本と定める 対象運用方法を区分する事項を規定(契約する相手方、種類、期間等で区分、細則は省令で規定) 運用方法の選定の基準として、自社株ファンド等を選定する場合はそれ以外の区分から3以上を選定すること 元本確保型商品を選定する場合はそれ以外の区分から2以上を選定すること 	<ul style="list-style-type: none"> 対象運用方法の区分に係る事項 【預金】 預入の相手方、種類及び預入期間 【信託(ターゲットデットファンドを除く)】 契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約期間 【ターゲットデットファンド】 契約の相手方及び信託財産の管理又は処分の方針 【公社債投資信託】 委託者及び運用の基本方針、国際標準化機構が定める規格 ターゲットデットファンドについては、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害しないよう将来の一定の時期を複数設定すること

1-4. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について

今回公布された政令の概要(つづき)

項目	法律の概要	政令の概要	省令の概要
指定運用方法(デフォルト商品)の選定基準	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	<ul style="list-style-type: none"> 指定運用方法の提示を定める場合は、規約承認基準として以下の規定を加える <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理機関等は事業主と労働組合等の協議結果を尊重すること ・特定期間及び猶予期間について、特定の者に不当に差別的取扱いを行わないこと 指定運用方法の選定に際し、運営管理機関の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任を、あらかじめ、事業主と締結すること 	<ul style="list-style-type: none"> 指定運用方法の選定基準は、高齢期における所得の確保のために、長期的な観点から以下のいずれにも該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・経済事情の変動による損失の可能性について、加入者集団の属性等に照らして許容される範囲内であること ・運用から見込まれる収益について、当該集団に必要なとされる水準が確保されると見込まれること ・損失の可能性が、運用から見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること ・運用の方法に係る手数料等の費用が、運用から見込まれる収益に照らし、過大でないこと 指定運用方法の選定基準を満たすことができるよう、運営管理機関は事業主に対し、必要な情報提供を求めることができ、事業主は必要な情報を提供するよう努めなければならない 事業主は、加入者等に係る帳簿書類において指定運用方法の内容及び選定理由を記録すること
指定運用方法等に係る情報の提供	デフォルト商品の設定は任意(設定した場合は、以下の対応が必要) <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知すること ・加入者が選択を行わない場合、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知すること(選択を行わないまま一定期間経過した場合は、自動的にデフォルト商品を購入) 		<ul style="list-style-type: none"> 運営管理機関の加入者等への情報提供等の内容に、提示する運用方法の全体構成に関する情報を追加 指定運用方法による運用の場合、運営管理機関の加入者等への情報提供等の内容に、次の事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・指定運用方法の指図を行ったと見なされた場合に必要となる手数料及び負担方法の内容 ・運用の指図の変更を行うことが可能であること ・指定運用方法の指図を行ったと見なされた場合、加入者等本人が指図した場合と同様に運用の結果に係る責任を負うこと ・指定運用方法が適用されるまでの特定期間及び猶予期間
指定運用方法等に係る加入者等への通知事項			<ul style="list-style-type: none"> 運営管理機関の毎年の加入者等への通知内容として、次の事項を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・運用指図を行っていない個人別管理資産額並びに運用の指図が可能である旨 ・指定運用方法の指図を行ったと見なされた場合、加入者等本人が指図した場合と同様に運用の結果に係る責任を負う旨 ・指定運用方法が指図を行ったと見なされた場合、指図を行ったと見なされた年月日、運用の指図が可能である旨等

1-4. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について

今回公布された政令の概要(つづき)

項目	法律の概要	政令の概要	省令の概要
ポータビリティの拡充	DCからDB等、他制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業型DCの資格を喪失又は企業型DCを終了する場合は、企業型DC加入者であった者に対して他制度への移換に関する説明を行わなければならない ➢ 合併等に伴うDCから中退共への移換の申出は合併日から起算して原則1年を経過する日まで行うことができる。 ➢ 個人型DC加入者がDBの加入者資格を取得した場合、個人型DCの資産をDBに移換するときは、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、DBの加入者となった日に自動的に喪失する ➢ 個人型DC加入者が企業型DCの加入者資格を取得した場合、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、企業型DCの加入日に自動的に喪失する ➢ 他の企業型DCに加入していた者が企業型DCの加入者となったとき、老齢給付金の年金受給権を有している場合は、資産を加入先の企業型DCに移換しない ➢ 脱退一時金請求時に同時に企業型DCの資産を個人型DCに移換することを義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ DCからDBへ移換後、再度DCに移換した者は、申出により、DBに移換する前のDCの記録を通算させることができる ➢ 法でいう「合併等」とは、事業再編により、1つの中小企業に2つの異なる退職給付制度が併存する場合を基本的な考え方として、新設合併、吸収分割、新設分割及び事業譲渡等を実施する場合とする ➢ 企業型DCの資格喪失者について、資格喪失時点で個人型DCの資産を保持している場合には、企業型DCの資産を個人型DCの資産に合算する

2.退職給付会計関連

2-1. マイナス金利下の割引率は、現行の取扱いを当面の間適用

- マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率は、引き続き、利回りの下限を0%とすることも、マイナスの利回りをそのまま利用することも可能に

～以下、メールマガジン「マイナス金利下の割引率は、現行の取扱いを当面の間適用へ(12/6)」転載～

12月5日に企業会計基準委員会が開催され、実務対応報告公開草案「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」を公表することが可決されました。近日中に同委員会HPに掲載される見通しです。

マイナス金利下における退職給付債務等の割引率設定に関しては、これまで暫定的対応として、利回りの下限を0%とすること、マイナスの利回りをそのまま利用することのどちらも認められてきました。今回の実務対応報告は、この取扱いを踏襲し、今後、いずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず取扱いを変更する必要がないと認められる当面の間適用するとしています。5月から再開された議論では、選択適用となっている取扱いをどちらかに一本化することを目指してきましたが、結局、一本化は実現しませんでした。

割引率をマイナスとすると、退職給付債務は給付見込額を上回ることになり、0%とすると、給付見込額と同額となります。割引率の議論はつまるところ、退職給付債務が給付見込額を上回ることの是非がポイントと言えます。

事業主が債務を履行することを前提とすれば、事業主は約束した給付を超える給付を行う義務はありません。この考えに従えば、割引率の下限は0%となります。委員会ではこの考えを主張する人がいる一方、現実に金利がマイナスとなっている以上、実勢に従うべきという意見もありました。

金利が比較的落ち着いた状況であるうえ、マイナスに転じてからも会計実務面では大きな混乱が起こっているわけではありません。こうした事情も踏まえ、理論的に説得力のある解が得られないまま、取扱いの一本化は見送られたと考えられます。

2-2. ASBJが「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」の公開草案を公表

- ASBJが、マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率について、当面の取扱い(公開草案)を公表
- 2018年2月7日まで意見募集

三菱UFJ年金ニュースNo.454(12/7)

ポイント

- 企業会計基準委員会は、12月7日に実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」を公表しました。
- 今回の公開草案は、実務対応報告第34号で示した取扱いのうち、適用時期について見直すものです。
 1. 実務対応報告第34号では、退職給付債務等の割引率の基礎とする利回りについて、平成30年3月30日に終了する事業年度までに限定し、①利回りの下限を0%とする方法、②マイナス利回りをそのまま利用する方法のどちらも認めています。
 2. 公開草案では、いずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、取扱いを変更する必要がないと企業会計基準委員会が認める当面の間は第34号の取扱いを継続するとしています。期限を明示せず、現状の取扱いが延長されることとなります。
 3. 公開草案に対する意見募集の期限は2018年2月7日です。

3. 各種利率関連

3-1. 平成30年度の下限予定利率の見込み

- 平成30年度の厚年基金およびDB年金における継続基準の下限予定利率は年0.0%の見込み

三菱UFJ年金ニュースNo.452(12/6)

下限予定利率の見込みについて

- 下限予定利率は10年国債の直近5年間の平均利回り、または10年国債の直近1年間の平均利回りのいずれか低い率を基準に設定されます。平成29年度の下限予定利率は▲0.1%です。
- 通例では平成30年3月を目途に、厚年基金については通知の改正、DB年金については告示の改正が行われ、正式に下限予定利率が改正されることとなります。
- 平成29年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、平成29年の年平均利回りが0.061%となり、上記の見込みとなりました。

3-2. 平成30年度の非継続基準の予定利率の見込み

- 平成30年度の厚年基金およびDB年金における非継続基準の予定利率は年1.24%の見込み

三菱UFJ年金ニュースNo.453(12/7)

非継続基準の予定利率の見込みについて

- 非継続基準の予定利率は30年国債の直近5年間の平均利回りを勘案して設定されています。
- 平成29年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、直近5年間の平均利回りが1.241%となり、上記の見込みとなりました。
- 平成29年度の非継続基準の予定利率は1.46%ですが、平成30年3月を目途に、告示および予定利率の改正が行われることとなります。
- なお、平成30年度の予定利率が1.24%の場合、一定の手続きを前提に予定利率を0.992%～1.488%の間で設定することも可能です。

☞ 前年度との比較等については次頁ご参照

3-2. 平成30年度の非継続基準の予定利率の見込み

予定利率の設定方法と履歴

- 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されます。
- 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されます。

年度	厚生年金基金		確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準 (プラスアルファ部分)	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
H27	0.5%	1.90% (1.520%~2.280%)	0.5%	1.90% (1.520%~2.280%)
H28	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)
H29	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)
H30	0.0%	1.24% (0.992%~1.488%)	0.0%	1.24% (0.992%~1.488%)

(注)平成30年度の数値はいずれも見込みの値です。

3-3. 平成29年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率は年12.42%(告示改正)

- 平成29年7月～9月における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は12.42%(年率)

三菱UFJ年金ニュースNo.455(12/11)

ポイント

- 今般の告示改正により、最低責任準備金(期ズレなし)の平成29年7月～9月における利回りが12.42%(年率)とされました。
- 当該利回りは、平成29年7月31日から平成30年1月30日の間に代行返上・解散の認可を受けた厚生年金基金に、期間に応じて適用される予定です。
- 平成30年1月31日時点で存続する厚生年金基金には当該四半期毎の利回りは適用されず、平成29年度の利回り(平成30年8月公表予定)が適用される予定です。

3-3. 平成29年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし) 付利率は年12.42%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率			期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—			—	—	—
平成10年度	4.15%	—			—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%			(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%			4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%			3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%			3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%			1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%			0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%			4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%			2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%			6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%			3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%			▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%			▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%			7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%			▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%			2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%			9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%			8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	5.47%	5.47%			11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	4月～6月 14.93%	7月～9月 12.42%	10月～12月 —	▲3.63%	5.47%	▲1.43%
平成30年度	—	—			5.47%	—	—

今回確定分

4. その他のトピックス

4-1. 日経新聞記事「良い選択」へ政策で誘導

- 企業年金の更なる拡大に行動経済学を参考とした政策誘導も有効

～以下、メールマガジン「日経新聞記事「良い選択」へ政策で誘導(10/18)」転載～

10月18日の日経新聞「経済教室」で、今年のノーベル経済学賞に決まった、リチャード・セイラー米シカゴ大教授の「行動経済学」の記事が掲載されました。個人の選択はデフォルト(初期設定)に大きく左右される(デフォルトバイアス)ため、個人の選択を良い方向へ導くための政策誘導が重要としています。

例えば、米国では企業年金の加入率と貯蓄率をあげるため、401kの自動加入方式と拠出額の自動引き上げ方式を導入することにより、加入者の増加と貯蓄率の増加が図られたとしています。

米国では、2006年の年金保護法により、401kの自動加入方式と拠出額の自動引き上げ方式が導入され、これに併せて米エリサ法でデフォルトファンドのセーフハーバールールと適格デフォルト選択肢(QDIA)が規定されました。拠出率については、最初は3%に設定し、その後自動的に拠出率を徐々に引き上げていく方式です。加入者について抵抗感のない少ない金額から拠出を開始し、徐々に拠出額を引き上げることで資産形成を促進しようとする仕組みです。

また、英国でも私的年金の加入を推進するため、2012年に企業年金の未加入者に対して自動加入となる私的年金NESTを導入しました。

オーストラリアでも、1992年に私的年金スーパーアニュエーションへの事業主の拠出が義務化されており、これらの国では私的年金の加入者と資産額が増加し、退職後所得のための資産形成につながっています。

行動経済学の中で「ナッジ(nudge)」という言葉がありますが、「ひじで軽く突く」という意味です。ちょっとしたきっかけを与えることで個人の選択を良い方向に導くことができるものです。このナッジによる効果的な政策介入により、個人の選択の自由を維持しながら意思決定を誘導する「リバタリアン・パターンリズム(自由主義的介入主義)」が企業年金の推進策としても有効となります。

今般の日本のDC等改正法においては、制度運営において適切なデフォルトファンドの選定とその理由の開示などが求められます。上述の国のように既存の制度に対する自動的な拠出の引き上げ方式といった「デフォルト」の設定等について、企業年金の更なる拡大のため、行動経済学に基づく「ナッジ」推進策も検討に値すると思われます。

4-2. 政府、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定

- コーポレートガバナンス・コード見直しへ
- スチュワードシップ・コードの受け入れを促進

～以下、メールマガジン「政府、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定(12/13)」転載～

政府は12月8日に「人づくり革命」と「生産性革命」を柱とした2兆円規模の「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。政策の財源としては、平成31年10月に予定されている消費税の10%への引き上げ分(約5兆円)の一部が充てられる予定です。

人づくり革命としては、「幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化」等があげられており、生産性革命では「企業の収益性向上・投資促進による生産性革命」等があげられています。

この中で「コーポレート・ガバナンス改革」として「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、「企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援」などの取組を促すための「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行うことが示されました。

これは、第19回社会保障審議会企業年金部会(平成29年6月30日)において、厚生労働省から示された「スチュワードシップ・コードの受け入れ促進に向けた取り組み」と同様の施策です。企業年金関係者に対して、スチュワードシップ・コードの周知と啓蒙活動を行うことにより、スチュワードシップ・コードの受け入れを推進するものです。

企業年金がスチュワードシップ・コードの受け入れ表明を行う意義としては、「運用受託機関に対するモニタリングによって、投資先企業の企業価値向上や持続的成長の実現を通じ、中長期的な投資リターンを拡大し高齢期の所得確保に寄与できること」等があげられています。

<ご参考>「新しい経済政策パッケージについて」(p3-4)

http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf

<ご参考>「第19回社会保障審議会企業年金部会」資料6(p56,57)

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-anjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169632.pdf

4-3. 平成30年度税制改正大綱について

- 平成30年度の税制改正大綱固まる
- 個人所得課税および公的年金等控除を見直しへ

～以下、メールマガジン「平成30年度税制改正大綱について(12/14)」転載～

平成29年12月14日に自由民主党と公明党は「平成30年度税制改正大綱」を公表しましたので、年金に関連する主な項目についてご案内します。

《本日公表された与党税制改正大綱》

リンクURL・・・個人所得課税の見直し関連:P17～23、P117

https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

◆公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、控除額を一律10万円(*)引き下げるとともに、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額の上限(見直し後の上限額195.5万円)を設けることとされ、また公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合には控除額を10万円引下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げられることとされました。

(*)給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

なお、年金課税については、公的年金や公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス等に留意して、今般の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討することが、昨年同様に今後の「検討事項」として明記されました。

4-4. リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について

- 平成29年12月1日現在、リスク対応掛金の導入件数は16件
- リスク分担型企業年金の導入件数は1件

～以下、メールマガジン「リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について（11/29）」転載～

厚生労働省が平成29年12月1日現在のリスク対応掛金、リスク分担型企業年金の導入状況を公表していますので、ご案内致します。

○リスク対応掛金 16件(対前月比+4件)

○リスク分担型企業年金 1件(同+0件)

○特別算定承認※ 14件(同+3件)

※厚生労働大臣の承認を得て、財政悪化リスク相当額を個別の制度の実情にあった方式により算定するもの

<ご参考>厚生労働省「確定給付企業年金制度の主な改正(平成29年1月1日施行)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000145209.html>

4-5. 企業年金連合会が「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望」を提出

- 企業年金連合会が厚生労働省に非継続基準に関する要望書を提出
- 優良社債の利回りを勘案する等、非継続基準に用いる予定利率の算定基準の変更等を要望

～以下、メールマガジン「企業年金連合会が「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望」を提出(12/15)」転載～

12月14日に企業年金連合会は、「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望」を厚生労働省に提出しました。

企業年金連合会は、今年6月より企業年金財政基準研究会を設置し、非継続基準のあり方について専門的な議論を行ってきました。要望の概要は以下の通りです。

<非継続基準に用いる予定利率の算定基準の変更について>

・優良社債(AA格以上)の利回りを勘案すること

DBは、厚生年金基金と異なり代行部分がないことから、必ずしもリスクフリー資産の利回りとして国債を用いる必要性はないと考えられるため。

・最低積立基準額の予定利率に定数による許容幅を持たせること

現在の低金利下においては、予定利率の上下限の幅が狭まっており、定率により許容幅を持たせる意義が薄れているため。

・金融緩和による超低金利期間の影響を考慮(※)した予定利率とすること

(※)マイナス金利導入月(平成28年2月)以降を算定対象期間から除外、30年国債の利回りを勘案する際の期間を5年より長い年数に設定等。

<予定利率以外の変更について>

・追加債務を分割償却すること

特例掛金を翌々事業年度から拠出する場合、翌事業年度に新たに発生する最低積立基準額に対する積立不足の見込額(追加債務)を一括償却することは、経年的な負担額の変動を著しく増大させる結果となり、特に総合型DBが運営に苦慮している実態があるため。

・積立水準に係る経過措置(※)を再実施すること

(※)厚生年金基金に非継続基準が導入された際の経過措置(積立水準の基準値を1.0から0.9に緩和する措置)

(ご参考)

企業年金連合会 現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望

https://www.pfa.or.jp/user/kaiin/chosakenkyu/yobo/kigyonenkin/files/yobo_h291214.pdf

5. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成29年10月～12月)

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成29年10月～12月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成29年 10月	日経新聞記事「良い選択」へ政策で誘導				○
	ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論再開その4			(○)	
平成29年 11月	確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について		○		
	確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う通知等の発出について		○		
	ASBJ「マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率」議論再開その5			(○)	
	確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について			○	
	政府税制調査会 2018年度税制改正で公的年金等控除の縮小を検討	(○)			
平成29年 12月	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入状況について		○		
	平成30年度下限予定利率の見込み 年0.0% (厚年・DB)		○		
	マイナス金利下の割引率は、現行の取扱いを当面の間適用へ			○	
	平成30年度の新基準の予定利率の見込み 年1.24%(厚年、DB)		○		
	ASBJ(企業会計基準委員会)が「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」の公開草案を公表			○	
	平成29年7月～9月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年12.42%(告示改正)	○			
	政府、「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定				○

5. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成29年10月～12月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成29年 12月	平成30年度税制改正大綱について		○		
	企業年金連合会が「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望」を提出		○		
	確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について		○		

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

MEMO

MEMO

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))